

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 採用した会計処理

一般会計、公益事業特別会計ともに「社会福祉法人会計基準」を採用。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当事項なし。

### 3. 基本財産の増減

該当事項なし。

### 4. 基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩

該当事項なし。

### 5. 担保に供されている資産並びに担保している債務等

該当事項なし。

### 6. 重要な後発事象

該当事項なし。

### 7. その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項。

該当事項なし。